国土交通省

訪日外国人旅行者周遊促進事業費補助金の交付が過大

５件　不当金額　４０，４８３，０００円

部局等	補助事業者等	間接補助事業者等（事業主体）〈所在地〉	補助事業等	年度	事業費（国庫補助対象事業費）	左に対する国庫補助金等交付額	不当と認める事業費（国庫補助対象事業費）	不当と認める国庫補助金等相当額	摘要
					千円	千円	千円	千円	
観光庁	株式会社ＪＴＢ	にし阿波ネイチャーツアー実行委員会〈徳島県三好市〉	訪日外国人旅行者周遊促進事業費補助金（看板商品事業）	4	7,700 (7,000)	6,000	7,700 (7,000)	6,000	ア(ｱ)の事態
同	同	株式会社土佐御苑〈高知県高知市〉	同	4	16,390 (14,900)	9,933	16,390 (14,900)	9,933	ア(ｳ)の事態
同	同	集落活動センターあわ〈高知県須崎市〉	同（看板商品事業）、同（インバウンドコンテンツ造成事業）	4、5	39,600 (36,000)	22,500	28,160 (25,600)	15,300	ア(ｲ)及びイの事態
同	同	椿原町商工振興協同組合〈高知県高岡郡椿原町〉	同（看板商品事業）	4	16,500 (15,000)	10,000	7,150 (6,500)	3,250	ア(ｲ)の事態
同	同	(注) 金栗四三ランニングステーション協議会〈熊本県熊本市〉	同	4	7,008 (7,008)	6,000	7,008 (7,008)	6,000	ア(ｱ)の事態
	計				87,198 (79,908)	54,433	66,408 (61,008)	40,483	

（注）　事業主体の所在地は指摘対象年度の交付申請書に記載のものである。

5事業主体は、観光庁から訪日外国人旅行者等の来訪及び滞在の促進による地域の活性化を図ることなどを目的とする訪日外国人旅行者周遊促進事業費補助金の交付を受けた補助事業者である株式会社ＪＴＢ（以下「事務局」という。）から補助金の交付を受けて、令和4年度に、地域の関係者と連携して地域ならではの観光資源を活用したコンテンツの造成、販路開拓等を行う事業（以下「看板商品事業」という。）を、また、5事業主体のうち1事業主体は、事務局から補助金の交付を受けて、5年度に、観光事業者が連携して地域に根差した観光資源を磨き上げる取組を行う事業（以下「インバウンドコンテンツ造成事業」という。）を実施している。

事務局が観光庁と協議した上で作成した看板商品事業及びインバウンドコンテンツ造成事業に係るそれぞれの公募要領等によれば、補助金の交付対象となる事業の補助対象事業費は、看板商品事業については700万円以上、インバウンドコンテンツ造成事業については600万円以上の取組であることなどとされている（以下、この補助対象事業費に係る要件を「下限額の要件」という。）。また、事業主体は、定められた事業実施期間内に、事業を実施し、要した経費の支払を完了し、完了実績報告書等を事務局に提出しなければならないこと、事務局はこれを審査することとされており、事業主体が要した経費の支払を事業実施期間内に完了しなかった場合は、補助の対象とならないとされている。

5事業主体は、看板商品事業5事業及びインバウンドコンテンツ造成事業1事業の計6事業を実施するに当たり、単一又は複数の法人と業務委託契約等を締結していた。そして、事業費を業務委託契約等の支払金額を含めて計87,198,100円（補助対象事業費計79,908,100円）と算定して、事務局に完了実績報告書等を提出し、補助金計54,433,000円（国庫補助金相当額同額）の交付を受けていた。

検査したところ、次のとおり適切とは認められない事態が見受けられた。

ア　補助金の交付額の算定が適切でなかったなどの事態

(ｱ) 2事業主体は、看板商品事業において、業務委託契約等を締結した法人に契約金額を支払った後、当該法人から返金を受けて、事業に要した費用に係る自己負担額等に充てており、実質的な値引きを受けている状況となっていた。

(ｲ) 1事業主体は看板商品事業において、また、1事業主体はインバウンドコンテンツ造成事業において、それぞれ、業務委託契約を締結した法人から一時的な資金の借入れを行った上で、その資金を当該業務委託契約に係る契約金額等の支払に充てていたが、借り入れた資金の一部を当該法人に返済していなかったことから、実質的な値引きを受けている状況となっていた。

(ｳ) 1事業主体は、看板商品事業において、(ｲ)の事態と同様に、実質的な値引きを受けている状況となっていた。また、完了実績報告書で購入したとしていた物品を実際には購入していなかった。

このため、5事業主体について、実質的な値引きを受けていた金額等を控除して補助対象事業費を算定すると、(ｱ)及び(ｳ)の3事業主体については、それぞれ5,900,000円、6,000,660円、5,443,000円となり、いずれも下限額の要件を満たさなくなることから、3事業主体が実施した看板商品事業に係る補助金交付額計21,933,000円は、交付の必要がないものとなっていた。また、(ｲ)の看板商品事業を実施した1事業主体及びインバウンドコンテンツ造成事業を行った1事業主体については、補助対象事業費がそれぞれ8,500,000円、10,400,000円となり、これらを基に適正な補助金交付額を算定すると6,750,000円、7,200,000円となることから、本件2事業について交付されていた補助金計22,500,000円との差額8,550,000円が過大となっていた。

イ　補助の対象とならない事態

1事業主体は、看板商品事業において、業務委託契約を締結した法人に対して事業実施期間内に契約金額と同額の16,500,000円を支払ったとする内容の完了実績報告書を事務局に提出していたが、実際には、事業実施期間の最終日までに支払った事実はなく、完了実績報告書には虚偽の領収書を添付していた。

このため、本件事業は、要した経費の支払を事業実施期間内に完了しておらず、補助の対象とはならないものであり、補助金交付額10,000,000円は、交付の必要がないものとなっていた。

したがって、ア及びイの事態に係る訪日外国人旅行者周遊促進事業費補助金計40,483,000円が過大に交付されていて、不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、5事業主体において補助事業の適正な実施に対する認識が著しく欠けていたこと、事務局において事業主体に対する指導及び完了実績報告書の審査が十分でなかったこと、観光庁において事務局に対する指導監督が十分でなかったことなどによると認められる。

ア(ｱ)の事態について、事例を示すと次のとおりである。

＜事例＞

にし阿波ネイチャーツアー実行委員会（以下「実行委員会」という。）は、令和4年度に実施した看板商品事業において、株式会社e-plan（以下「e-plan」という。）との間でアウトドア・アクティビティ体験コンテンツ開発等に関する業務委託契約を締結し、契約金額6,644,000円（補助対象事業費6,040,000円）を5年1月31日に支払うなどして、同事業を7,700,000円（補助対象事業費7,000,000円）で完了したとする完了実績報告書等を同年2月27日に事務局に提出していた。

これを受けて、事務局は、完了実績報告書の審査を行い、実行委員会に対して補助金6,000,000円（国庫補助金相当額同額）を交付していた。

しかし、実行委員会の支払状況等を確認したところ、実行委員会は、同年3月24日に、e-planから1,100,000円の返金を受けて、事業に要した費用に充てており、e-planとの業務委託契約について実質的な値引きを受けている状況となっていた。

したがって、実質的な値引きに当たる1,100,000円を控除して適正な補助対象事業費を算定すると、5,900,000円となり、下限額の要件を満たさなくなることから、補助金交付額6,000,000円（国庫補助金相当額同額）は、交付の必要がないものとなっていた。